

～誰もが安心して生活できる環境を目指して～

栃木市くらしだいじネット緊急時支援事業について

背景

国では、障がいのある方の「高齢化」「重度化」「親亡き後」を見据え、住み慣れた地域で安心して暮らしていけるように、地域全体で様々な支援を切れ目なく提供できる体制（いわゆる地域生活支援拠点）を、平成32年度までに市町村又は圏域ごとに1か所以上の整備をするよう求めている。

これを受け本市では、平成27年度に地域生活支援拠点等整備推進モデル事業（国補助）及び平成28年度に地域生活支援拠点体制整備モデル事業（県補助）を活用し、本支援体制を構築し、平成28年11月より試行運用開始、制度運用上の課題等を見直し、平成29年4月より本格運用する。

事業の目的

地域で生活する障がい児者の急な体調不良や介護者の病気・入院等の理由で緊急的に支援が必要な状況になった際、市内の各事業所と連携して支援することにより、障がい児者及びその家族が安心して生活できることを目的とする。

事業の概要

- 緊急時が起こり支援が必要となった際、栃木市障がい児者相談支援センターは、24時間365日緊急時に関する相談受付、コーディネートを行い、市内の福祉サービス事業所と連携し、緊急短期入所、緊急居宅介護、市内関係機関と連携し駆けつけ等を行うもの。
- 緊急時支援期間は、1週間とし、それ以降も対応が必要な場合は通常の福祉サービスに切り替えて継続して対応する。
- 緊急時支援後は、関係機関を迅速に招集し、今後の支援について協議することにより再発の予防に繋げる。
- 緊急時支援事業は、登録制となっており、ご本人・ご家族、相談支援専門員が市に申請書を提出することで登録となる。

予想される効果

緊急時が起こった際に、従来の福祉サービスで緊急的に対応できなかった場合についても、市と市内の障がい福祉サービス事業者等の関係機関で相談し、各事業者が持つ機能を生かし、地域内連携により対応することができる。

他自治体の状況

地域生活支援拠点等の全国の整備状況は、昨年9月時点で22自治体（障害保健福祉圏域含む）にて整備されている。県内自治体では初の取組みである。

【問合せ】 保健福祉部障がい福祉課 担当：吉澤、町田 TEL0282-21-2219